

# 我孫子市屋外施設整備仕様書

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和4年8月

## 我孫子市民体育館野球場整備

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務に従事する者の中に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

### 1. 整備内容

(1) 野球場の整備 9, 500 m<sup>2</sup> (内野部分 3, 000 m<sup>2</sup>、外野部分 6, 500 m<sup>2</sup>)

#### ①整備

火曜日の午前中及び市民体育館休館日を原則とし、運動場・公園・緑地維持管理専用トラクタ（グランドローラー、グランドマット、レイキ、グランドブラシ、自動砂散布機等を装備すること。以下「グラウンド専用管理機等」という。）その他必要な用具を用いて行う。天候により指定日に実施できない場合は、翌作業可能日の午前9時までに実施すること。

ア. 内野全域の不陸修正及び手作業による草取り（フェンス周辺を含む。）並びに石拾いを行う。

イ. ピッチャーマウンド（ブルペンを含む。）及び塁ベース周辺の補修整備を行う。

ウ. 塁ベース固定器具の脱着確認及びグリス塗布並びに周辺の補修整備を行う。

エ. ダッグアウトの清掃を行う。

オ. 外野全域の不陸整備を行い、手作業による草取り（フェンス周辺を含む。）及び石拾いを行う。

#### ②実施回数・期間

4月から12月まで及び3月の間に38回実施する。

(2) 外野部分草刈、施肥及び集草並びに搬出

①ロータリーモアを用いて行い刈高は1.6cm以下とする。集草（集草機を用いる。）は、その都度実施し、クリーンセンターに搬出する。クリーンセンターで要する処分料は委託者が負担することとする。

#### ②実施回数・期間

草刈・集草 4月から12月まで及び3月の間に16回実施する。

施肥 年2回（春用（バーディーリーフ）1回、秋用（バーディーターフ）1回）

芝の育成を促す効果のある土壌改良剤の散布 年2回

(3) 冬季集中整備（12月から2月の間で実施）

#### ①外野部分の整備

全体にエアレーションを行い目土等で不陸整備を行う。また、ウォーニングゾーンを出

す。

#### ②内野部分の整備

- ・野球場内野専用混合土とグラウンド専用管理機を用いて引き均し、土の掘起し、ならし、転圧、不陸修正を施工する。その後塩化カルシウムの散布とグラウンド専用管理機を用いて散布する。
- ・塁ベース周辺の補修及び仕上げ整備
- ・ピッチャーマウンド（ブルペンを含む。）の補修及び仕上げ整備
- ・内野部分に仕上げ砂の散布。

#### ③その他

- ・野球場内U字溝の清掃及び周辺の手作業による草刈。
- ・1塁側・3塁側ダッグアウト前の人工芝の清掃。

#### (4) 特別整備

- ・令和5年度、令和8年度にグラスライン修復作業を行うこと。
- ・外野部分の水はけ改善及び根の成長促進のため、令和5年度、令和7年度、令和9年度に各1回ターフドレイナー等を用いて深度25cm以上の切れ込みを入れ、水はけ用の溝を作ること。

### 2. 報告

整備作業の都度、作業日誌（任意様式）と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

### 3. 特記事項

スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。また、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備に必要な資材は指定管理者において調達すること。

## 我孫子市民体育館砂入り人工芝庭球場整備

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務に従事する者の中に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

### 1. 整備内容

#### (1) 庭球場整備 3, 527.33㎡

##### ①整備

毎月第2月曜日の午前中及び体育館休館日を原則とし、砂入り人工芝庭球場の整備に最適な専用整備機械、その他必要な用具を使用して行う。天候により指定日に実施できない場合は、翌作業可能日の午前9時までに行うこと。

ア. ブラッシング：芝丈19mmの整備が可能である人工芝専用整備機械を用いて、コート内の砂を均一にする。また、倒れた人工芝を起こし均等にする。

イ. 砂ほぐし：人工芝専用整備機械（振動ブラシ）を用いてコート内に発生する固化した砂をほぐす。

ウ. コート内（北側、南側U字溝を含む。）・本部席・出入口階段清掃：コート内の落葉、種子等の異物を真空掃除機等によって除去する。また、必要に応じてゴミ拾いを行い環境美化に努める。

エ. 人工芝専用砂の補充：自動散布器を用いて専用砂の散布を行う。

##### ②実施回数・期間：4月から3月の間で次のとおりとする。

ア. ブラッシング 2回/月

イ. 砂ほぐし 1回/月

ウ. コート内・本部席・出入口階段清掃 2回/月

北側・南側U字溝 3回/年

エ. 人工芝専用砂の補充 1回/年 ※補充は必要に応じて行います。使用する砂については、教育委員会と協議の上、決定すること。

### 2. 砂塵、降雪等による復旧作業

(1) 砂塵又は降雪等により、人工芝コートの維持管理に支障が生じたときは、早急に対処すること。

(2) 砂塵又は降雪等の復旧整備に係る費用は別途協議とする。

### 3. 報告

整備作業の都度、作業日誌（任意様式）と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

#### 4. 特記事項

スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため  
契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。ま  
た、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備  
に必要な資材は指定管理者において調達すること。

## 我孫子市民体育館敷地内草刈等業務

### 1. 草刈範囲

(1) 面積 約8, 129㎡

①中庭	2390㎡
②野球場外周	2200㎡
③野球場及びテニスコート南側水路回り	1500㎡
④体育館東側方面	400㎡
⑤玄関脇	740㎡
⑥汚水処理施設	170㎡
⑦第3駐車場南側方面	約53㎡
⑧第3駐車場南側緑地帯	約150㎡
⑨第3駐車場東側方面	約26㎡
⑩第3駐車場北側方面	約500㎡

(2) 草刈及び集草

肩掛式草刈機を用いて行うものとする。集草は草刈の都度行い、クリーンセンターに搬出する。クリーンセンターで要する処分料は、委託者が負担することとする。

(3) 実施回数・期間

年間7回行うものとする。

(4) 樹木植栽の消毒

5月、9月の年2回

(5) 樹木の剪定

必要に応じて実施すること。

(5) 花壇草取り、手取り

随時行うものとする。

### 2. 報告

整理作業の都度、作業日誌（任意書式）と作業写真を撮影し、月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

## 湖北台中央公園野球場整備

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務に従事する者の中に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

### 1. 整備内容

(1) 野球場の整備 8, 327 m<sup>2</sup> (内野部分 2, 499 m<sup>2</sup>、外野部分 5, 828 m<sup>2</sup>)

#### ①整備

運動場・公園・緑地維持管理専用トラクタ（グランドローラー、グランドマット、レイキ、グランドブラシ、自動砂散布機等を装備すること。以下「グラウンド専用管理機等」という。）その他必要な用具を用いて行う。

ア. 内野全域の不陸修正及び手作業による草取り（フェンス周辺を含む。）並びに石拾いを行う。

イ. ピッチャーマウンド（ブルペンを含む。）及び塁ベース周辺の補修整備を行う。

ウ. 塁ベース固定器具の脱着確認及びグリス塗布並びに周辺の補修整備を行う。

エ. ダッグアウトの清掃を行う。

オ. 外野全域の不陸整備を行い、手作業による草取り（フェンス周辺を含む。）及び石拾いを行う。

#### ②実施回数・期間

4月から12月まで及び3月の間に6回実施する。

(2) 外野部分草刈、施肥及び集草並びに搬出

①ロータリーモアを用いて行い刈高は1.6cm以下とする。集草（集草機を用いる。）は、実施月に1回実施し、クリーンセンターに搬出する。クリーンセンターで要する処分料は委託者が負担することとする。

#### ②実施回数・期間

草刈・集草 4月から12月まで及び3月の間に10回実施する。

施肥 年2回（春用（バーディーリーフ）1回、秋用（バーディーターフ）1回）

芝の育成を促す効果のある土壌改良剤の散布 年2回

(3) 冬季集中整備（12月から2月の間で実施）

- ・野球場内野専用混合土とグラウンド専用管理機を用いて引き均し、土の掘起し、ならし、転圧、不陸修正を施工する。その後塩化カルシウムの散布とグラウンド専用管理機を用いて散布する。

- ・塁ベース周辺の補修及び仕上げ整備

- ・ピッチャーマウンド（ブルペンを含む。）の補修及び仕上げ整備

- ・内野部分に仕上げ砂の散布。

## 2. 報告

整備作業の都度、作業日誌（任意様式）と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

## 3. 特記事項

スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。また、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備に必要な資材は指定管理者において調達すること。

## 利根川ゆうゆう公園野球場整備

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務に従事する者の中に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

### 1. 整備内容

(1) 施設面積 54,200㎡ (大人用2面、少年用2面)

野球場 49,700㎡ (内野部分11,700㎡、外野部分38,000㎡)

その他 4,500㎡ (野球場周辺及び杭廻り)

(2) 野球場の整備

#### ①整備

運動場・公園・緑地維持管理専用トラクタ (グランドローラー、グランドマット、レイキ、グランドブラシ、自動砂散布機等を装備すること。以下「グラウンド専用管理機等」という。) その他必要な用具を用いて行う。

ア. 内野全域の不陸修正及び手作業による草取り (バックネット周辺を含む。) 並びに石拾いを行う。

イ. ピッチャーマウンド及び塁ベース周辺の補修整備を行う。

ウ. 塁ベース固定器具の脱着確認及びグリス塗布並びに周辺の補修整備を行う。

エ. バックネット及びベンチ周辺の清掃を行う。

#### ②実施回数・期間

4月から12月まで及び3月の間に16回実施する。

(3) 草刈

#### ①外野部分 (大人用野球場2面、少年用野球場2面)

ア. ロータリーモアを用いて行い刈高は18mm以下とする。

イ. 4月・5月・10月・3月は月2回 (計8回) 実施する。

6月・7月・8月・9月は月3回 (計12回) 実施する。

合計20回

#### ②その他

肩掛け式草刈機を用いて、野球場周辺及び杭廻り部分を細部にわたり行う。回数は、4月から3月の間で11回実施する。

(4) 集草及び搬出

外野部分 (大人用野球場2面、少年用野球場2面)

ア. フェールエリア及びフェールポール間を扇状で結んだフェアゾーン内の集草 (集草機を用いる) を行う。

イ. 集草及び搬出は4月から10月及び3月の間で8回実施し、クリーンセンターに搬出する。クリーンセンターで要する処分料は委託者が負担することとする。

(5) 塩化カルシウム散布

①あらかじめ、グラウンド専用管理機等その他必要な用具を用いて内野部分の土の掘起し、ほぐし、ならし、転圧をし、不陸修正をしてから施工する。

②実施時期

12月から2月の間で実施

(6) ごみ清掃等

大人用野球場に隣接する駐車場、駐車場前倉庫、トイレ周辺の草刈、少年用野球場間のU字溝清掃、ゴミ拾いなどを行う。

2. 河川増水による緊急作業

(1) 河川増水により施設が浸水する恐れがあり、かつ、市の指示があった場合は野球場バックネットを撤去し、河川水位が通常水位に減じた後に復旧することとする。

(2) 河川増水により施設が浸水した場合、その他の復旧整備は別途協議とする。

3. 報告

整備作業の都度、作業日誌（任意様式）と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

4. 特記事項

スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。また、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備に必要な資材は指定管理者において調達すること。

## 利根川ゆうゆう公園サッカー場整備

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務に従事する者の中に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

### 1. 整備内容

#### (1) 施設面積 59,520㎡

A面（一般用1面）	17,920㎡
B面（一般用1面）	9,100㎡
（少年用3面）	17,700㎡
（多目的フィールド）	8,800㎡
水路杭廻り（雑草）	6,000㎡

#### (2) サッカー場等の整備

##### 1) サッカー場等の整備

サッカー場の草刈、集草、エアレーション（バイブロエアレーション）、目砂散布、肥料散布、土壌改良剤散布、転圧、散水作業、手取り草刈を行う。各工程において次に掲げる機能を有する整備機械、その他必要な用具を用いて行う。

- ①芝刈：刈高18mm刈幅1,500mm以上の能力を有するリールモア及び刈高18mm刈幅1,500mm以上の能力を有するロータリーモアを使用すること。
- ②集草：整備用トラクタに連結でき、草刈作業と同時に集草が可能な吸引式集草機を用いること。
- ③エアレーション：整備用トラクタに連結でき又は自走式で、路圧土壌の破碎、通気性改善、排水性改善等の作業が可能な機械を用いること。
- ④目砂散布、肥料散布、土壌改良剤散布：整備用トラクタに連結でき又は自走式で、散布量の調整機能を有する散布機を用いること。
- ⑤転圧：500kg以上で整備用トラクタに連結でき又は自走式のものを用いること。
- ⑥散水：常設給水栓からサッカー場全体に散水が可能である機材を用いること。

##### 2) 養生

芝の保護を目的に養生期間を設けること。養生期間については、教育委員会と協議の上、決定する。

(3) 実施回数

作業内容	施工範囲	回数
芝刈り及び同時集草	ピッチ、フィールド	2 3回
水路杭周り草刈		1 1回
エアレーション	ピッチ	2回
目砂散布	ピッチ、フィールド	1回
肥料散布	ピッチ、フィールド	2回
土壌改良剤散布	ピッチ	2回
転圧	ピッチ、フィールド	2回～3回
散水	ピッチ、フィールド	随時
手取り除草	ピッチ	随時
補修	ゴール前・センターライン沿	1回

2. 河川増水による緊急作業

河川増水により施設が浸水した場合、ゴールポストの撤去復旧、ヘドロ撤去等の復旧整備は別途協議とする。

3. 報告

整備作業の都度、作業日誌（任意様式）と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

4. 特記事項

スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。また、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備に必要な資材は指定管理者において調達すること。

## 利根川ゆうゆう公園オフロードコース整備

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務に従事する者の中に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

### 1. 整備内容

- (1) 施設面積 25,000㎡  
面積 11,000㎡
- |              |        |
|--------------|--------|
| A：コース及び法面    | 2,400㎡ |
| B：その他施設内     | 7,700㎡ |
| C：擬木・樹木・水路周辺 | 900㎡   |

### (2) コースの整備

#### 1) コース及び法面の整備及び草刈

ロータリーモア、刈払機等を用いてコース内は0cm、法面は1.8cmで草刈、集草、搬出を、4月～9月は各月2回実施し10月、11月は各月1回実施の計14回行うものとする。

#### 2) その他の施設内草刈

ロータリーモアで4月～9月は各月2回実施し、10月、11月は各月1回実施の計14回行うものとする。

#### 3) 擬木、樹木周辺及び水路周り草刈

擬木、樹木周辺は4月～9月は各月2回実施し、10月、11月は各月1回実施の計14回行うものとする。

水路周辺は4月、6月、8月、10月の各月1回計4回行うものとする。

#### 4) コース集中整備

11月にバイブロ等を用いて不陸を修復して専用機材を用いて塩化カルシウム散布し散布後にローラーで転圧する。

※ 不陸修復に使用する機材は、ロータリーでの掘起しは下地碎石を掘り起こし利用者転倒時に危険がおよぶ恐れがあるため使用禁止とする。

#### 5) 施設内の樹木の枝は利用者に配慮して地上高2m以下の枝は、随時、剪定するものとする。

#### 6) 塩化カルシウム散布

コース内の土流出防止の為、6月及び11月の集中整備に各30袋の計60袋を専用散布機を用いて散布する。

7) 特別整備

バンク部分の状態を確認し、指定管理期間中に1回以上、土(20 m<sup>3</sup>)を補充し塩化カルシウム(30袋)を散布し、バンク部分の修復整備を行うこと。

2. 河川増水による緊急作業

河川増水により施設が浸水した場合、ヘドロ撤去等のその他復旧整備は別途協議とする。

3. 報告

整備作業の都度、作業日誌(任意様式)と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

4. 特記事項

スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。また、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備に必要な資材は指定管理者において調達すること。